

制度のしくみ

後期高齢者医療制度は、都道府県ごとに設置された「広域連合」が運営主体として、75歳以上の方（および一定以上の障がいにより認定を受けた65歳以上の方）を国民全体で支えあう制度です。被保険者の医療費は、次のとおり負担することになっています。

- 公費（国・県・市町が負担するお金）…約5割
- 支援金（75歳未満の方が負担するお金※障がい認定により後期高齢者医療にご加入の65歳以上の方を除く）…約4割
- 後期高齢者医療の被保険者が納める保険料…約1割



安心して医療を受けるために

～後期高齢者医療について～

医療費の増大について

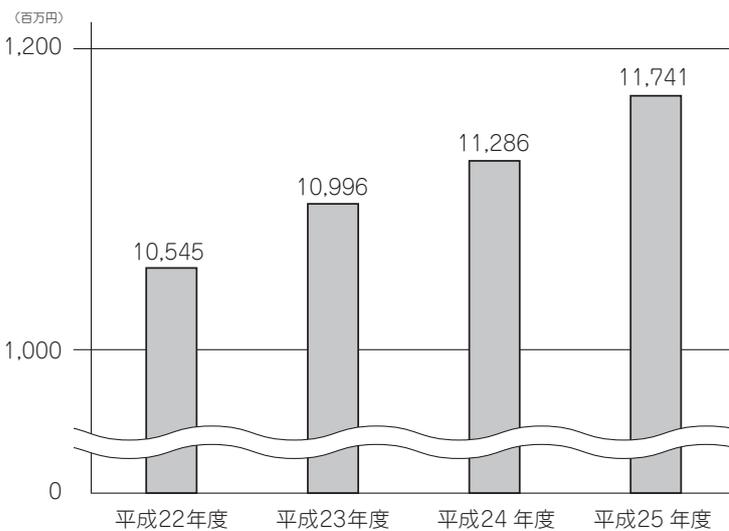
滋賀県の後期高齢者医療制度に加入されている方の医療費は、下の表のような状況です。

医療費は高齢化や医療の高度化により年々増加しています。今後も医療費は増加することが予想され、**制度安定化のために平成26年度からの保険料率が改定されます。**（詳しくは4月号でお知らせします。）

広域連合では、必要なときに安心して医療が受けられるように、医療費の適正化に努めています。また、町においても、健康づくりのための保健指導や健康診査などを行っています。被保険者の皆さんも健康的な生活習慣はもちろんのこと、病気の早期発見・早期治療に取り組みましょう。

平成22年度から平成25年度の医療費の状況

総医療費 月平均



◆問い合わせ先

滋賀県後期高齢者医療広域連合 ☎ 077-522-3013
住民課 保険年金担当 ☎ 6571

心がけましょう 受診の方法

- ① 休日や夜間に救急医療機関を受診しようとする際には、**平日の時間内に受診することができないか、もう一度考えてみましょう。**
- ② **同じ病気で複数の医療機関を必要以上に受診するのはできるだけ控えましょう。**重複する検査や投薬により、かえって体に悪影響がある心配があります。
- ③ **後発医薬品（ジェネリック医薬品）は先発医薬品と同等の効能・効果を持ち、費用もおおむね安く済みますので、医療機関窓口で利用について相談してみましょう。**